協議会開催内容

第２０回協議会では**まちづくりの進め方について**ご意見を伺います！！

令和５年度以降は、建替え時に壁面の位置の制限等によって建築制限の緩和を受けることができる地区計画について、**関係権利者のご意見やご意向を伺っていきます（ＳＴＥＰ２）。**

地区全体での協議会や通りごとの勉強会など、開催方法を工夫しながら、関係権利者のご意見等をきめ細かく伺っていきます。

［（例）通りごとの勉強会で進めた場合のイメージ］

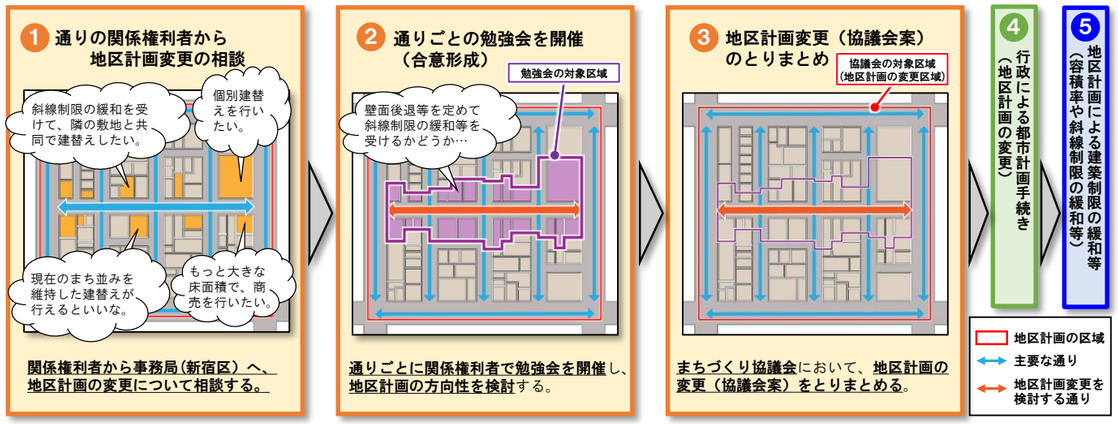

関係権利者の皆様からのご相談をお待ちしています

関係権利者の皆様のご意見を十分に把握するため、**地区計画を活用したまちづくりや建替え等についてご関心のある方は、事務局まで問い合わせください。**

協議会でのご意見や事務局への問い合わせ状況等を踏まえ、**今後の協議会等の開催方法を検討していきます。**

協議会にご参加いただける方は、下記の感染予防へのご協力をお願いします。

- 発熱や体調不良を感じる場合は、協議会への出席をご遠慮ください。
- マスク着用及び咳エチケットのご協力をお願いします。
- 当日は受付にて検温を実施させていただきます。会場の入退出時には、手指消毒にご協力をお願いします。
- 協議会参加者の中から新型コロナウイルス感染症の感染者や感染の疑いがある方が発生した場合は、保健所等の公的機関への情報提供を行うことがあります。ご了承ください。

※ご意見・ご質問がございましたら、事務局までご連絡ください。

問合せ先

●西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会　事務局

新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課

担当：吉岡・花渕・藤本

〒160-8484　新宿区歌舞伎町１丁目４番１号

電話：03-5273-4214（直通）　FAX：03-3209-9227

西新宿一丁目商店街地区　検索

インターネットでの検索または、二次元コードを読み込んで「西新宿一丁目商店街地区のまちづくり」の情報をチェック☆

発行：西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会

西新宿一丁目商店街地区 まちづくりニュース

第24号

令和５年２月

協議会開催案内

第２０回西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会を開催します！！

西新宿一丁目商店街地区地区計画が令和５年１月２３日に都市計画決定しました。

今後の建替えに影響のある地区計画を活用したまちづくりの進め方（※）についてご意見を伺います。

※４ページの協議会開催内容をご確認ください

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から来場者の方々の密集を避けるため、事前予約制とさせていただきます。

■協議会の対象区域・会場案内

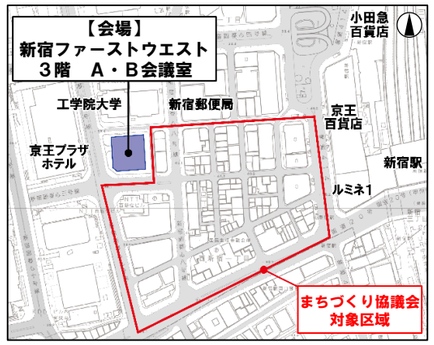

第２０回まちづくり協議会開催のお知らせ

日　　時：**令和５年３月１０日（金）１０時３０分～１２時**

会　　場：新宿ファーストウエスト
３階Ａ・Ｂ会議室（新宿区西新宿１－２３－７）

内　　容：関係権利者の合意形成に応じた段階的なまちづくりの進め方（STEP2）　等

予約方法：お名前・ご住所・ご連絡先を、電話又はFAX（※）でお申し込みください。

受付期間：**令和５年３月９日（木）１７時まで**　※１ページのFAX送信票をご利用ください

予約受付先：新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課　担当：吉岡、花渕、藤本

電話：**０３-５２７３-４２１４**(直通)　ＦＡＸ：**０３-３２０９-９２２７**

協議会資料の区ホームページ掲載：**３月１０日（金）から**

説 明 動 画の区ホームページ掲載：**３月３１日（金）から**

ＦＡＸ送信票（第２０回まちづくり協議会への参加予約用）【FAX：０３－３２０９－９２２７】

お名前	フリガナ ※お申込みされる方が複数いる場合は、全ての方のお名前をご記入ください。
ご住所	
ご連絡先	（　　）　　－

西新宿一丁目商店街地区地区計画の概要は２・３ページ

西新宿一丁目商店街地区地区計画の概要

都市計画決定　令和５年１月２３日
新宿区告示第４６号

１．名称
西新宿一丁目商店街地区地区計画

２．位置
新宿区西新宿一丁目地内

３．面積
約６．５ｈａ

４．地区計画の目標

本地区は、世界一の乗降客数を誇る新宿駅の西側に位置し、飲食店や物品販売業を営む店舗等が集まる商業地域である。

本地区を含む新宿駅周辺は、「新宿区都市マスタープラン（平成２９年１２月）」で、駅周辺における商業・娯楽・業務・滞在・居住等の都市機能を強化し、多様な各地区の相互の連携、特色あるまちづくりを推進する創造交流の心に位置付けられている。また、本地区は、「新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン（平成２８年３月）」で、観光客やオフィスワーカーが集まり楽しむ、界隈性と親しみのある商業集積地を形成するとしている。

本地区の地権者等からなる「西新宿一丁目商店街地区まちづくり協議会（以下、協議会という。）」では、平成２９年３月に、まちの将来像を「誰もが訪れやすく、にぎやかで魅力的な通りが集まるまち」としてとりまとめ、令和３年２月に、まちづくりの方針や取組み等を示す「西新宿一丁目商店街地区まちづくり構想（以下、まちづくり構想という。）」を策定した。協議会では、まちづくり構想を実現するため、誰もが訪れたくなる多様な用途の集積や歩行者優先のまちづくりにあわせた良好な交通環境の形成等を誘導することとあわせて、関係権利者の合意形成に応じて段階的にまちづくりを進めることとしている。

これらを踏まえ、安心して楽しめる都市環境の形成を図るとともに、方針付図に位置付ける地区内回遊ネットワーク及び幹線ネットワークにおいて、にぎわいある街並みや快適な歩行者空間の創出等を図るため、建築物の機能更新等とあわせて段階的に地区計画の変更を行うことなどにより、「誰もが訪れやすく、にぎやかで魅力的な通りが集まるまち」の実現を目指す。

＜計画図＞

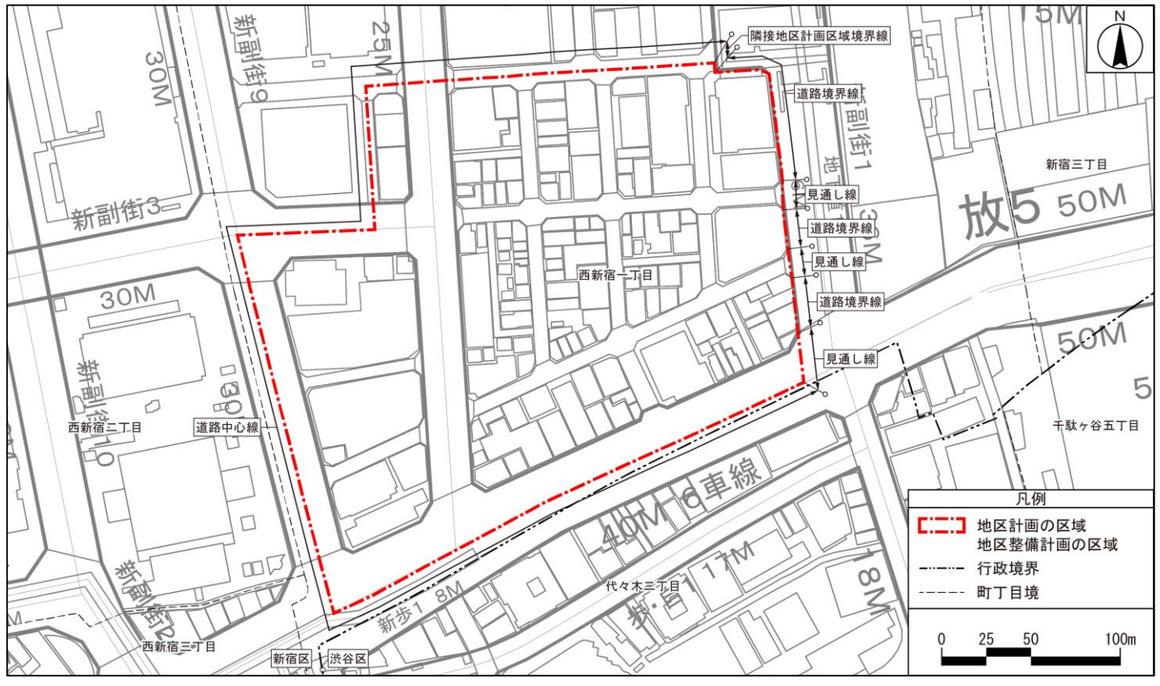

５．区域の整備、開発及び保全に関する方針

○土地利用の方針

「誰もが訪れやすく、にぎやかで魅力的な通りが集まるまち」を実現するため、以下の方針に基づく土地利用を推進していく。

１　道路と建築物低層部が一体となったにぎわいある街並みを創出する。
２　人が集い、憩い、語らえる、多様な活動が可能な空間を創出する。
３　建築物による圧迫感を感じさせない快適な歩行者空間を形成する。
４　多様な人々が集まり、交流を生むまちを形成する。
５　活気と気品が調和する魅力的な景観を形成する。
６　歩行者に優しい交通環境を形成する。
７　みどりの充実や環境に配慮したまちを形成する。
８　建築物や地域の安全性向上を誘導し、安心して楽しめるまちを形成する。

○建築物等の整備の方針

安心して楽しめる都市環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。

６．地区整備計画

○建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限(※)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 １　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの ２　勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

(※)建築物等の用途の制限については、建築基準法第６８条の２の規定に基づく「新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に定める予定です。
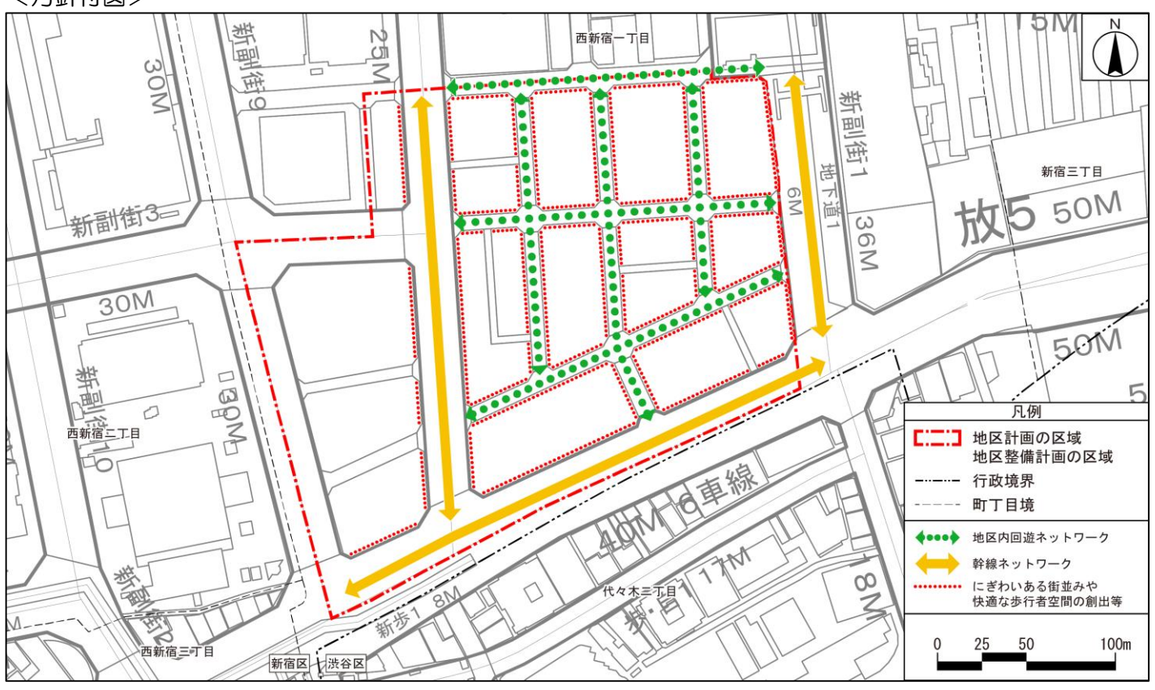
＜方針付図＞